

①国と地方自治体の役割分担の現状

平成27年4月14日 第111回
新エネルギー一小委員会 資料1より抜粋

- エネルギー政策基本法上、国はエネルギー政策を総合的に策定し、実施する責務を有するとされている一方、地方自治体はその区域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている。
- 固定価格買取制度は、全国の電気の需要家に等しく負担を求め、国が一律の基準を設け、発電設備が安定的かつ効率的に発電できるか等を確認して設備認定を行うほか、電力会社の買取義務・接続義務の履行について国が指導等を行うことにより、全国統一的な対応を図ることとしている。
- その運用の中で、近年、固定価格買取制度を利用した発電事業において、条例等により開発行為が禁止されているエリアで立地規制側の手続きを適切に行っていないことが発覚し、自治体とトラブルに発展するケースが発生。このため、**認定申請に当たり事業用地に係る関係法令の手続き状況の報告を発電事業者に求める**とともに、**認定情報を可能な限り地方自治体に提供することとした**。
- さらに、地方自治体の中には、地域の実情に応じて、再生可能エネルギー発電事業の推進や規制について、制度面・予算面から独自の措置を講じる事例もある。

【再生可能エネルギー発電事業の推進に取り組む事例】

自治体	制度の概要
長野県 飯田市	<ul style="list-style-type: none"> ・市が公的に発電事業の公共性と経営安定性を認証することで、地域金融機関等からの資金の貸付けや市民ファンドからの資金提供に資する事業信用力の付与を図る。また、「飯田市再生可能エネルギー推進基金」を設置し、事業の建設工事の発注のために直接必要となる調査費用を無利子で貸付けを行う。
福岡県 みやま市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において、新しく発電出力が50kW以上の大規模太陽光発電設備を設置された事業者について、3年間、固定資産税の課税標準額の1/6の課税を免除する。

出所:各種報道に基づき資源エネルギー庁作成

【再生可能エネルギー発電事業の規制を行う事例】

自治体	制度の概要
大分県 由布市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地面積5千平方メートル（太陽光発電設備であれば500kW程度）以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する者へ届出を義務づける。 ・再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者に対して、事業を行わないよう求めることができる抑制区域を指定する。 ・市長が必要あると認められる場合は、事業者に対して、指導、助言又は勧告を行う。
山梨県 富士山周 辺11市 町村	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例等に基づく指定区域内において設置予定の一定規模以上（パネルの合計面積が1,000平米以上等）の太陽光発電設備に届出を義務付ける。 *1 ・一定規模以上（パネルの合計面積が1,000平米以上等）の設備の設置を行わないよう協力を求める区域を指定し、指導等を行う。 *2

静岡県富士宮市(*1、*2)、静岡県富士市(行政指導:対象区域での事業の自粛要請)、静岡県御殿場市(*1(平成26年4月1日付け施行))、静岡県裾野市(*1)、静岡県小山町(条例等未策定)、山梨県富士吉田市(条例等未策定)、山梨県西桂町(条例等未策定)、山梨県忍野村(*2)、山梨県山中湖村(*2)、山梨県鳴沢村(条例未策定)、山梨県富士河口湖町(*2)

②固定価格買取制度の権限の自治体への移譲

平成27年4月14日 第11回
新エネルギー小委員会 資料1より抜粋

- 平成26年の地方分権改革に関する提案募集の中で、九州地方知事会及び神奈川県から、地域における効果的な普及促進策の検討や土地利用計画等との整合性を確保するため、**固定価格買取制度の電力会社の指導及び設備認定に係る権限の移譲を求め提議がなされている。**
- 政府として、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性を確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、**検討を行い、平成27年中に結論を得ることとしている。**(平成27年1月30日閣議決定)

<具体的な提案内容等>

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
固定価格買取制度に基づく(電力会社への)指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲 (法第4条、第5条、第40条)	<ul style="list-style-type: none"> • 地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また、指導・助言する権限もないため、地方公共団体による再エネの普及促進の取組の成果が限定的となっている。 • 権限委譲により、再エネ発電事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実情に応じた適切な対応が可能となり、健全な再エネの普及促進が期待される。 • 地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、地元と調整を行わない開発計画による地元トラブルの減少が期待される。 	九州地方知事会
固定価格買取制度に基づく認定に関する事務を都道府県に移譲 (法第6条)	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の土地利用計画との調整や、森林法・農地法の許可等の前に認定が行われ、地域住民とのトラブルが発生するケースが生じている。認定事務の移譲により、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となる。 • 地方自治体が再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、効果的な普及促進策を検討することが困難な状況。認定事務の移譲により、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。 • なお、認定基準については、引き続き国が定めること、また、認定申請の電子システムの運用も引き続き国が行うことが効率的。 	神奈川県

上記提案に対する全国知事会、全国市長会・町村会の意見

全国知事会：関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・町村会：提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

(参考) 固定価格買取制度における電力会社の 指導等及び発電の認定に関する権限等

平成27年4月14日 第11回
新エネルギー小委員会 資料1より抜粋

■ 都道府県から移譲の提案のあった権限について、現在の事務の実施主体、事務内容は以下のとおり。

	権限の内容(再エネ特措法)	事務の実施主体	具体的な事務内容
電力会社 に対する 特定契約 の指導等 (法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣は、電気事業者に対し、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるときは、その締結に関し必要な指導及び助言をすることができる。 経済産業大臣は、正当な理由がなくて特定契約の締結に応じない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、特定契約の締結に応ずべき旨の勧告をすることができる。 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 	経済産業省	個別の相談への対応
電力会社 に対する 接続の指 導等 (法第5条)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われため必要があると認めるときは、当該接続に関し必要な指導及び助言をすることができる。 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 	経済産業省	個別の相談への対応
設備認定 (法第6条)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号(＝認定基準※)のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をすることができる。 <p>※ 国内にメンテナンス体制が備わっており3か月以内に修理可能であること、場所と設備の仕様が決定していること、再エネ電気の確に計測できること、などの技術的な基準。</p>	各経済産業局 (※50kW未満の太陽光発電については、申請を電子化し、申請内容の事前審査を民間委託)	申請書類を基に、認定要件への適合性を確認 【実績】 平成24年度認定:43万7991件 平成25年度認定:76万1491件 平成26年度認定:35万7903件 (平成27年1月末時点)
電力会社 や再エネ 発電事業 者への報 告徴収等 (法第40 条)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。 	上記権限に準ずる。 (電力会社に対しては経済産業省、再エネ発電事業者に対しては各経済産業局)	電力会社への報告徴収実績はなし。 再エネ発電事業者に対しては、各経済産業局から、土地・設備の確保状況について報告徴収を実施 【実績】 平成24年度認定:4699件 平成25年度認定:1万375件 (平成27年1月末時点)

- こうした背景・現状を踏まえ、地域の実情に即した再生可能エネルギーの導入を実現するために、固定価格買取制度における権限移譲も含め、国と地方の役割分担をどのように考えるか。

<国と地方の役割分担に関する主な論点>

○国は全国的な再生可能エネルギー政策（推進策及び規制）を全国一律に総合的に実施し、地方自治体が地域の実情に応じた形で地域個別の施策を実施するのが原則であるが、再生可能エネルギーが地域社会に根ざして導入されていくものであることを踏まえ、

- ①国の制度・運用や支援策の在り方について、地域のニーズを的確に把握し、反映させていく取組や仕組みが必要ではないか。
- ②地方自治体が地域の実情に応じて実施する支援策について、国の支援策と一体的な形で推進を図ることができるようにすべきでないか。

○国と地方自治体が密接に連携して、再生可能エネルギーを巡る政策を企画立案していくために、相互の意見交換等の場を設ける等の取組が必要ではないか。（例：九州経済産業局においては、地方自治体等との連携強化等を図るため、九州地域再生可能エネルギー連絡会議を開催。（本年度は、4月下旬に開催予定）

<固定価格買取制度の権限委譲に関する主な論点>

- 地方自治体の実施・実現したい内容は、国の現行の権限と合致しているのか、移譲することによって実現されるのか。
- 電力会社への指導等の権限については、電力会社の電力系統や供給範囲が都道府県よりも広域となるが、この点をどのように考えるか。
- 発電認定の権限については、権限移譲により、地域の実情を認定等に反映し、地域活性化や地域資源の適切な利用の確保を強化できることとなるか。他方、再生可能エネルギーの導入ペースが鈍化する可能性も考えられるが、国のエネルギー政策との整合性をどのように確保していくか。
- 権限移譲する場合は、その適切な行使のため、関連する事務や責任も一体的に移譲することとなるが、都道府県の実施体制についてどのように考えるか。
- 一部の希望する地方自治体のみに国の権限を移譲することは適切なのか。
- 条例により独自に規制を行っている地方自治体もあるが、権限移譲以外の方法で、提案の目的（地域における効果的な普及促進策の検討、土地利用計画等との整合性の確保）を達成することができないか。（なお、森林法等の関連法令・条例については、固定価格買取制度の認定の有無にかかわらず、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されている。）